

株式保有制限と証券市場

——独禁法改正に関連して——

桑 田 勇 三

目 次

- 第 1. 独占禁止法（独禁法）の趣旨
- 第 2. 株式保有の規制に関する現行法と改正案
- 第 3. 欧米各国の株式保有制限
- 第 4. 改正試案に対する各界の意見
- 第 5. 公取委試案に基く政府の改正法案
- 第 6. 結 び

第 1. 独占禁止法（独禁法）の趣旨

（a）現行法の目的

独占禁止法（独禁法）といっているが、この法律の正式の名称は私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法（Act concerning prohibition of private monopoly and maintenance of fair trade）であって、俗に Anti Trust Law ともいわれている。この法律の目的は、独占や寡占の弊害を排除し、カルテルなどの競争制限行為を取締まるにあって、経済憲法といわれ、資本主義経済における事業活動を規制したものであり、昭和22年戦後間もなく制定されたものであるが、その後数回の改正によって、最初よりは緩和されたのである。また、この法の運営は公正取引委員会（以下公取委という）が行政官庁として当たっている（法28条—公正取引委員会の委員長及び委員は独立してその職権を行なう）。

(b) 今回の独禁法改正案の趣旨

この法律は、今まで一般人にはなじめないものであり、事業活動するものにとっても、事業活動を奪うものか、経済の自由、競争を統制するものか、また公取委の事業に対する態度も明確を欠くところもあるのである。最近独禁法の重要性を認識させられたのは、八幡・富士の合併である（その後同法違反の疑いのある合併は姿を消した）。

今回の改正案は、現行法の不備を是正して、国際競争力、日本経済の発展に応えんとするもので、公取委自らが作成したものである。この改正案の骨子は企業分割（独占高度寡占に対する）、課徴金（不正な取引制限、私的独占のやり得をなくするための）、原価公表、価格の原状回復命令および競争制限的な合併、株式保有制限の強化、大企業の株式保有の総量制限にあった。

これら全般について、ここに説明することは略して、担当の立場から、つぎにその一つの柱である株式保有制限に限り、改正の趣旨、論議の経過をのべ、証券市場との関連について論及せんとするものである。

第 2. 株式保有の規制に関する現行法と改正案**(a) 現行法——つぎの 3 条と外資法**

- (i) 独禁法 8 条（持株会社設立の禁止）
- (ii) 同10条（競争を実質的に制限する株式保有の規制）
- (iii) 同11条（金融機関の10分の1以上株式保有制限）

なお、外資法では、国内一つの会社の株式を1人の外人投資者は10分の1、全投資者計4分の1以上の保有を制限する。

(b) 改正試案（昭49.9.18公取委発表）

(i) 金融機関（銀行）が民間企業に対する株式保有制限を現行の10%を5%に制限する（当初の原始独禁法の規定にもどる）。

(ii) 事業会社の持株制限の規制対象会社（資本金100億円、または総資産2,000億円以上の会社）は、純資産の2分の1または資本金のいずれか大きい額を超え

て国内の会社の株式を所有してはならない（総量規制）（同時に規制対象会社は原則として競争会社の株式を所有してはならない）。

これら改正の趣旨は、法人の株式取得、また株式会社がそれぞれ相互に株式の持ち合いが増加することは、他の会社を支配することを容易にし、経済力の集中を促進し、公正かつ自由な競争を阻害する恐れがあるという観念からして、事業法人や金融機関の株式保有を制限するにある。そこで、これに該当する大規模の会社（金融機関を除く）は、東証上場会社50社（次頁(1)会社数）でその結果、制限をこえる株数は、証券市場へ放出することとなり、その額が簿価で1兆円（次頁(2)参照）といわれている。また、金融機関は10%から5%に制限されることにより放出株数が29億株に達するという。

（注）

総量規制というのは自分の資本金、資産の規模に不均衡なほどの株式を保有させない意味である。

（c）改正試案の方向

その方向は、大企業体制への挑戦として、大企業を規制し競争の自由を維持するのが目的である。ねらいは、わが国の企業は、昭和40年以後、企業の持ち株式がふえ、企業支配的になりつつある事業兼営の持株会社の（持株会社は禁止されている）存在も放置できない。大企業の競争会社株式の所有は、現に新日鉄（日新製鋼、その他メーカーの株式所有）、日立製作（コロンビア、国際電機の株式所有）、三菱グループの三菱商事など多くの会社にみられる。

また、日本の企業集団の相互持ち合いは金融機関と結合している点が他の国にはみられない例である。金融機関だけの場合でも（5%までの制限）他の同系の銀行、信託、生保、損保に肩代りすればこの規制の意味はなくなる。この相互持ち合いを規制する法律がないので、この独禁法を改正することになる。

また、法人が株式を所有することは、会社の資産の運用を超えたり、株式の投機化することもある。系列化したり、グループ化する。現に系列の子会社を持つ親会社50社（金融、電力、ガス、航空等を除く）は一社平均38社の子会社を持っている。グループ化についても、大企業が銀行と商社を中心に結束しており、

規制対象会社中規制基準をこえる会社

(1) 会社数

対象基準別 規制基準別	資本金を こえる会社	純資産の1/2を こえる会社	合 計
資本金 100億円以上の会社	26	17	43
資本金 100億円未満で 総資産1,000億円以上の会社	2	4	6
計	28	21	49

(注) 規制基準をこえる会社はいずれも上場会社である。

(2) 国内会社の株式保有額及び基準超過株式額 (試算)

(単位: 億円)

区 分 項 目	総 合 商 社 (11社)	一般事業会社 (38社)	合 計 (49社)
株 式 保 有 額	9,812	12,227	22,093
基 準 超 過 株 式 額	7,271	2,907	10,178

(3) 株式保有制限の規制対象会社

上場・非上場の別 規制基準の別	上 場 会 社	非上場会社	合 計
資本金 100億円以上の会社	148	11	159
資本金 100億円未満で 総資産2,000億円以上の会社	9	0	9
計	157	11	168

(注) 以上の3表とも公取委調査(昭和49年5月末日までに決算期が到来したもの)による。

新規会社の新設が親会社の株式会社とみられるのである。すなわち、企業の効率化は認めるが、フィナンシャルな力を発揮して、市場支配につながることもなれば、規制する必要が生ずるのである。

つぎに、最近、安定株主工作の問題であるが、外資対策の一環として行なわれるのはよいが、銀行などの企業からの頼まれ融資、株式の所有は系列化の弊を生じ、現に全上場会社株式の60%以上を金融機関と事業会社が所有している現状である。かかる傾向は独禁法が禁ずるところである。

(注) 株式所有と経営関与 (関係会社の場合)

(持株率)	商 社			172 社		
	50%以下	50%超	全平均	50%以下	50%超	全平均
① 被派遣会社率 (%)	88.0	92.9	91.7	93.8	94.7	94.4
② 平均派遣役員数 (人)	3.0	3.9	3.7	3.0	4.0	3.6
③ 社長クラス比率 (%)	39.5	50.3	47.7	37.0	54.0	47.9
④ 常勤役員比率 (%)	68.7	97.4	90.5	55.6	85.3	74.7

(注) 公取委「経営関与調査」による。

①は役員が派遣されている会社の比率 ②は、1社当たりの平均派遣役員数の比率 ③は、派遣役員が社長または会社のポストを占めている会社の比率 ④は、派遣役員が派遣先会社で常勤役員となっている会社の比率、なお商社は総合商社10社。

(d) 総合商社と株式保有

商事会社は、業務の性質上系列会社を持つことは少いのであるが、最近の総合商社は、業務の拡大と勢力圏を確保するため、株式の保有によって、系列会社を作り、企業集団化もはかっている。すなわち、株式保有の多いメーカーと比較して総合商社の方がその保有が多く、企業集団を強化し、関係会社の支配を行なって不公正な取引をなす恐れがあるとして商社の機能と特質に反省を促すものである(次頁各社別持株参照)。

そこで、公取試案によれば保有限度を超える放出すべき数が6,000億円(簿価)に達する。しかし、最近(昭49. 3)は、これら保有率が減少しつつある。

六大商社の株式所有状況

(1) 株式保有状況

年 月	年 月						
	36/3	41/3	45/3	46/3	47/3	48/3	49/3
株式所有額(億円)	502	1,268	2,820	3,606	4,922	8,016	10,266
資本金(億円)	378	898	1,079	1,200	1,225	1,419	1,560
自己資本(億円)	615	1,308	1,802	2,122	2,403	3,270	4,014
株式所有額 資本金 × 100(%)	133	141	261	301	402	565	658
株式所有額 自己資本 × 100(%)	82	97	156	170	205	245	256

(注) 有価証券報告書による。ただし41年3月については公取委調査による。

(2) 各社別持株（出資金を含む）

昭和49年3月末現在

	海外持株	国内持株A	資本金B	自己資本C	A/B	A/C
	億円	億円	億円	億円	倍	倍
三井物産	943	1,652	330	1,002	5.0	1.6
三菱商事	708	1,340	335	821	4.0	1.6
丸紅	609	1,542	305	581	5.1	2.7
伊藤忠商事	503	1,531	269	819	5.7	1.9
日商岩井	187	658	164	358	4.0	1.8
住友商事	151	567	157	433	3.6	1.3

(e) 銀行と株式保有

金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済み株式総数の100分の5（現行100分の10）を越えて所有してはならないという試案は、いわば昭和28年の改正前の5%以内に戻ったのである。この株式保有につき現行10%以内についても、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり、不公平な取引方法で株式を取得し、所有する場合は、一般的会社の株式保有制限（10条1項）の規定が適用され、当該株式の保有が禁止されるのである（例外として公取委の承認を受けた場合、それから証券会社が業務として株式を取得する場合、委託者を受益者とする有価証券信託の引受により株式を取得する場合（信託銀行も）は禁止されない）。

そこで、金融機関の株式保有率をみるに、全国上場株式の内、約30%が金融機関が保有している。改正試案を適用すると都市銀で保有株式の9%、全金融機関合計では保有株式数の約3%、45億株（49.3末現在）の処分になる（独禁法が改正されたらの137頁参照）。なお、都市銀が一部上場会社の筆頭株主となっているもの272社、2位が377社、3位が352社である。

これら金融業を営む会社が、制限をこえて所有している株式を処分するに当たっては、処分が円滑に行なわれるよう、処分を要する株式額に応じ、相当の猶予期間を設けることとしている。

(注)

独禁法改正案が成立した場合、銀行が放出しなければならない株式は総額2,088億円にのぼる。

第 3. 欧米各国の株式保有制限

わが国の独禁法改正試案に関して、米国ハーバード大学から昭和50年4月、ドナルト・ターナー、フィリップ・アリーダー、チャールズ・スチーブンスの各教授の講演の趣旨と質疑による要旨を株式保有制限についてまとめると、つぎのようである。

(イ) 日本の独禁法案が法律となって実施されることとなると、米国以上のシビヤなものになること。

(ロ) 米国では、経済体制が現在それほど硬直していない。日本のように大企業を悪（企業性悪説）だとは思わず、企業活動の健全性だけを考えていること。

(ハ) 性急な法の改正やドラスチックな法律の運用を排し、企業の自由な活動を生かすために **case by case** で判断すべきであること。

(ニ) 米国では、独禁法は競争制限に限って株式保有を違法としている。従って、原料を買う会社や製品を売る会社の株式を持つことは違法になる。また放置しておけば、その会社の原料の供給者となり、競争相手となるであろう会社の株式を持つことも違法になる。しかし、単に株式保有を通じて集中度が進んでも、米国では違法にならない。株式を買うために銀行から金を借りたら、そ

各国別金融機関の株式保有制限の内容

日本 アメリカ	国内会社の株式の10%を超える保有は禁止 原則的に禁止。ただ例外的に ①保護預り会社の株式（〔資本金+積立金〕の15%以内） ②銀行業務取扱いのために必要な不加産を保有している会社の株式 ③外国為替業務を行う会社の株式（〔資本金+積立金〕の10%以内） ④連邦準備銀行の株式——は持つことができる。
イタリア 西ドイツ	民間産業の株式保有は原則的に禁止 長期貸付、シンジケート株式、資本参加、非上場証券保有、不動産所有の総合計は、長期債務を限度とする
フランス	企業への資本参加は期間2年以上の預金の範囲内。それも企業の資本金の20%以内かつ銀行の自己資本の100%以内に限る。
イギリス	規制はない。

(参考) 「独禁法が改正されたら」日本経済新聞社編

れは証取法違反であること。

(ホ) 日本の株式保有という条項は、米国の関係法律にはない。競争会社の株式を買うことは違反になるが、その他に影響のない場合にはまったく自由に株式を買い集めることができること。すなわち、米国での基本的な考え方は競争を守ることを目的とし、競争に対し影響のない場合の株式取得は問題にしない。日本のこれが改革案は特殊のものではないか、法律の目的が競争を保護するのであれば、この点を考慮すべきであり、公取委の行政指導を導入する考え方も検討すべきであること。

なお、海外における金融機関の持ち株の制限は前頁の表の如く議論がわかれており、アメリカ、イタリアは原則的に禁止、イギリスでは直接的な規制はない。西独、フランスには制限がある。

わが国でも、持株制限の問題について、今後理論的究明が必要である。

(注)

わが国において株式保有制限の例外の対象になるものは、海外での事業会社の持ち分など約400億円(簿価)に達する。

第4. 改正試案に対する各界の意見

以下、改正試案中の株式保有制限の検討のみにしぼり、各界の意見をのべることとする。そこで、論議される問題点は、総量規制方式の是非、株式市場へ放出する経過期間のとり方、業種による持ち株の性格からみた規制範囲の決め方、自由主義経済に対する改正試案の是非など、法文化するに当って各関係業界には複雑な利害関係が絡むのである。

(a) 独禁法改正問題懇談会(座長 植木総務長官)

不公正な取引がなくても、株の保有を総量で規制するについては、

賛成意見としては、最近株式保有による企業集団が生まれ放置すると、市場占有率が固定し、系列化の恐れがあるので、構造政策の一つとして実施すべきである。また企業支配の弊害をなくするためには合理的な線で歯止めをかける

べきである。

反対意見としては、この規制の対象である商社は競争制限的ではなく、銀行が株式を保有するのは、取引先の経営安定化のためであるとなす。

なお、例外規定を設けて総量規制で実施すべきである。ただ放出株の証券市場への影響について据え置き期間などを定めることである。

今までにまとめた政府の株式保有制限の具体的規制基準は、

(イ) 規制対象は、公取委試案どおり、資本金100億円または総資産2,000億円以上の会社

(ロ) 保有制限量は、公取委試案の純資産基準を改め、総資産の20分の1、純資産または資本金のいずれか大きい額とするとなっている。これは、

たとえば一律に保有制限量を規制するのは、適切でないとし、商社には総資産の20分の1、一般事業会社には純資産そのものなど選択の幅をもたすものである。

(ハ) この規制が実施された場合、証券市場の混乱を防ぐため、公取委の経過期間5年を7～10年に延長する。

(b) 通産省の意見

株式取得には、資金運用を目的とする場合と経営参加を目的とする場合がある。近年商社などの保有株式が増大したのは、過剰流動性に伴う資産運用を目的とする取得増もある。すべての株式保有が競争政策上問題であると規制することは行き過ぎではないか。商社などの経営参加的な株式保有についても新規事業を合併事業方式で始めたり、限界的企業に対する再建救済出資をはじめ、中小企業の信用増大や取引関係の安定要請にもとづいて出資に応じているものも多く、一律に規制することは、競争政策の面からも、中小企業対策その他の産業政策的見地からも問題がある。

株式保有が競争を実質的に制限することとなる場合は、現行法でも禁止されており、その上に株式保有を画一的に制限を加える理由が明かでない。

(c) 大蔵省の意見

金融機関の株式保有制限の強化には反対しないが、信託銀行、保険会社はその例外とすべきである（機関投資家として株式を保有するもので、企業支配を目指すものではない）。すなわち、信託、保険は10%に据え置くことになる。

また、金融機関以外の大会社の株式保有は海外の合併事業や資源開発などは独禁法が目的としている産業の過度の集中とは関連がないとし、保有制限を強化する場合でも、これらを考慮に入れて明確な基準を設けるべきである。それから放出を命じられた株式の放出に伴う利益には課税する見解である。

つぎに、生保が関連不動産会社の株式を保有する場合の持株制限を現在の10%から5%以下に抑制する。

なお、大量の株式が放出されて、証券市場が混乱することを避けるため、経過措置を設けるなど十分配慮する必要があるとなす。

(d) 学者グループ（近代経済学者で構成する独占禁止政策懇談会）の意見

株式保有制限については、公取委試案をほぼ支持しており、金融機関の持株制限率の強化、大企業に対する総量規制の導入を提言するとともに、現行法10条を強化して株式保有による個別的、直接的な競争制限をチェックすることを主張している。

字句の訂正で10条の「競争を実質的に制限することとなる場合」を「競争を著しく減殺するおそれのある場合」に改正する。また、法1条の事業支配力の過度の集中の防止のために金融機関の株式保有制限を一段と強化し、また大企業の株式保有総額を総資産または純資産（自己資本）を基準として制限することが必要とされている。

(e) 経団連の見解

株式保有規制の背景には、法人持株比率が個人持株比率に比較して高いのであるが、この問題は証券対策から検討すべきである。金融機関の株式保有のうち、生保等のそれは全く資産運用目的のものであり、銀行のそれは主として安

定株主をねらう受け身の性格のものである。

また、一般事業会社の株式保有制限につき、総量規制をもちこむことに問題がある。総量規制を客観的に正当化されぬ基準で行なうと、大規模会社による積極的意義のある株式保有に対してマイナスの効果がでてこよう。これに関連して、総合商社の積極的機能を正しく評価し、その活動を減殺しないよう配慮する必要がある。

会社の株式保有についての要望は、

(イ) 商社、その他の一般事業会社の株式保有は、競争制限になっていない。株式保有を必要以上に規制することは事業活動を不当に拘束し、日本経済にマイナスをもたらす。現行法の運用で十分であり、また総量規制は競争政策とは異質の問題で世界に例がない。

(ロ) 規制を強化するとすれば、総量規制の基準は「純資産の額（または資本金の額）」のほかに「純資産の5%」を加えるべきである。

(ハ) 適用除外として、増資新株の引受、新規分野に進出する会社で国民経済上重要なものの株式、外国との合弁の国内会社の株式、政府指導により行なった共同投資会社の株式などを追加すべきであるとなす。

(f) 証券界（東証、証券業協会など）の意見

東京証券取引所は、法人や特定株主が上場会社の株式を集中保有するのを抑える「固定株規制基準」を上場規則に加えることとし、有価証券報告書に記載された大株主（上位10位まで）の合計保有株式数が、会社の総発行株式数の一定の割合を超えてはならないように規制する。初めは新規上場会社や第二部から第一部へ指定替えの会社について事前審査に適用し、既上場会社にも規制を及ぼすようにする。また規制の割合は70%~80%とし、徐々に強化する。投信、信託会社や証券金融会社などが、大株主であっても、流動性の強い株主の持ち株は、規制の枠から外すこととする。

つぎに、日本証券業協会は、改正試案には原則として賛成するが、規制対象株式の放出により証券市場の受ける影響を回避する立場から、事業会社の持株

限度は純資産額か資本金のいずれか大きい額とする。また、すでに限度を超える持ち株がある場合は、現在の残高を上限として新規取得を許さず、金融機関の限度は株式を持たれる会社の発行済株式の5%以下とする。ただし、資産運用を目的とする株式取得の生保、損保を除く。

証券界では、株主安定工作や法人持株比率の高いことは、株式会社の発展に好ましくなく、また市場の育成や企業の自己資本比率を向上させるためにも株主の法人化を抑制し、個人株主を拡大することが課題であるとなす。

(g) 石油鉱業連盟の要望

石油鉱業連盟は、改正試案通りに改正されると、現在一開発会社に5%以上の出資をしている銀行は、株式の一部を売却する必要がある。また商社は、現在所有している株式の大半を売却せざるをえない。当然資産価値の少ない石油開発会社の株式は売却対象になるであろう。これは石油開発企業に対する資金調達を困難にするものであるから、民間会社が保有する石油開発会社の株式については、株式保有制限の対象外にするよう政府に要望する。

(h) 日本貿易会の反論

総合商社による企業系列化について一つの商社の保有株式総数をメーカーと対比して、過大評価することは無意義である。持株比率10%以下が70%位で、保有株式の大半が企業支配につながらないのである。

また、上場株式の保有は資本自由化に伴う外資攻勢に対する国家的要請によるもので今後も強まらねばならないのである。

総合商社の保有株式が多業種に分布していることは、総合商社の活動領域と機能からみて当然である。

(i) 生命保険協会の株式投資の基本的姿勢

生保の株式投資の目的は、機関投資家としての効率的運用、長期契約者向けの特別配当確保のため純投資の方向を推進するものである。改正試案で銀行、

損保などと同様に株式保有制限の対象にあげられることは、生保の株式投資を企業支配とみられているのである。

生保は全上場会社株式の11%を所有し売買回転率も1.2%で銀行並みに低い。これからは値上りによる売却の利益も出さねばならない。それには、その会社の株式を売ることが事業会社が反対しないよう理解を求めねばならない。

(j) 東京管財人懇談会の要望

改正試案による商社の株式保有制限は、更生会社再建業務に重大な支障を生ずるので、更生会社については持株制限の対象外にしてほしいという要望書を提出した。その理由は、(イ)更生会社が大商社などに株式の保有を頼み、仕入れ、販売の協力を頼み、(ロ)資金の確保に大商社(大株主)があると金融機関からの資金援助が容易となり、(ハ)更生会社の株式保有は、減資、増資を行なうとき債務を新株式に振り替えるという代物弁済を行なう際に債権者に協力、支援を要請しうるなどによる。

(k) 産業界の意見

一般産業界の首脳は、独禁法の改正は、わが国の自由主義経済を弱めるものであって、公取委は日本経済を狭い視野でみている。もっと日本を世界的視野でみるべきであるとなしている。

株式保有制限についても、総合商社が日本経済の発展に寄与している面をみていない。金融機関の株式保有もこれを制限しても、金融機関の発言力はこれによって変るものではない。中小企業などは、金融機関が株式を保有してくれることをむしろ歓迎している。

つぎに、大商社の場合は、公取委試案のままであると商社の機能に打撃を与える。商社は相互持ち合い株の洗い直しと不要の株式を売却している。また商社が株式を一部処分しても、増資の引受け、新規事業への進出、外資を導入しての合併会社の設立など処分を行なった株式数位は増加する。商社に株式を保有してもらった会社からみると、処分されて、商社との関係が薄くなることは

自社の今後の発展に悪影響があると思っている。

また、商社が持ち株している中小企業など非上場株式は処分が困難でもって行くところがないので、中小企業政策を政府はたてるべきであるとしている。

そこで、商社の対策として外資との合弁会社、100%子会社の設立、海外事業のために国内に設立する投資会社など適用対象の除外を希望している。

、(1) ある政党では、改正試案より更に厳しい内容の要望がみられる。たとえば株式保有に、「相互保有規制を新設し、資本金50億円以上の会社が他社と株式を相互に持ち合う場合に持ち合い株のうち同数株数部分の合計が自己発行済み株式数の15%を超えてはならないとし、企業集団の基盤にメスを入れている。

第 5. 公取委試案に基づく政府の改正法案

以上のべてきたように、公取委試案について各関係方面の要望と討議がなされたが、政府はこれらを参考にし、4月15日関係閣僚会議で決めた改正案要綱を了承し、その法案を5月8日から衆議院で審議することとなった。政府の改正の要旨は、公取委試案を大体認める方向で現行法を強化したものであるが、公取委の自主的裁量の余地を狭めることと、公取委が産業政策に介入することは、自由主義経済体制の基盤を危くするものと解している。

なお、政府は株式保有制限による株式の取得額を超えた分の経過措置を10カ年となして証券市場に及ぼす悪影響を防ぐ処置を講じているが、その保有制限の実効性は薄くなったといわれている。

(注)

公取委試案では該当会社は40社といわれているが、政府案の規制基準によれば、その企業数は大手商社9社、海運5社、私鉄1社、製造業関係3社の計18社といわれる。

これらに対し、原案作成側の公取委員長の批判は、つぎのようである。

これが法律案は、他の法律との斉合性という面からもおかしい。非常に原案

より窮屈になっている。公取委は準司法機関として認められてきた。公取委の判断、裁量を狭めようとしている。そこで公取委が後で困ることがあれば指摘しておかねばならない。

以下、現行法10条、11条に関する株式保有制限につき改正された案につき、その要旨をのべることとする。

(a) 新たに第9条の2を新設する。その要旨は、

金融業以外の事業を営む株式会社の資本の額が100億円以上またはその純資産の額が300億円以上（試案では総資産2,000億円のもののは2分の1）であるものは、その取得し、または所有する国内の会社の株式の取得価額の合計額が自社の資本の額または純資産のいずれか多い額を超えて、株式を取得しまたは所有してはならぬ^(注)。

(b) 超過する株式保有制限に例外をつぎのごとく設けた（超過して保有できる場合）

(i) 政府、地方公共団体、特別法人で政府が資本の全額を出資しているものなどの国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得しまたは所有する場合

(ii) 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で多額の資金を必要とし、かつ通常の方法でその調達が困難なものを営む国内会社（以下(i)に同じ）

(iii) 国外における事業、外国の政府または外国の法人に対する出資または長期資金の貸付業（投融資事業）のうち、1か2以上の事業を営むことを目的とする国内の会社（以下(i)に同じ）

(iv) 自社の業務の一部を分離して新設会社の株式を取得する場合

(v) 外国政府、外国法人、外国人と国内の株式会社が共同出資会社となる場合（以下(i)と同じ）

(c) 現行第10条2項中「(銀行業、相互銀行、信託業、保険業、無尽業または証券業をいう。以下同じ)」を削り、「5億円をこえるを20億円を超える」に、「株式の有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議決権を行使する」を、「金銭または有価証券の信託に係る株式について、自己が委託者もしくは受益者となり議決権を行使することができる場合または議決権の行使につ

いて受託者に指図を行うことができるに」に改める。

(d) 現行第11条1項中

「100分の10をこえて」を「100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10、次項において同じ)を超えて」に改める。また同1項3号を「金銭または有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、または所有する場合。ただし、委託者もしくは受益者が議決権を行使することができる場合または議決権の行使について委託者もしくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合に限る」に改める。

(e) 現行第11条2項中「100分の10」を「100分の5」に改める。

(注)

規制基準を超えて株式を所有している会社

(暫定、単位=億円)

会社名	資本金	純資産	株式所有額	基準額を超える株式所有額
(総合商社)				
三菱商事	349	963	1,348	385
三井物産	333	1,059	1,685	626
丸紅	305	617	1,556	939
伊藤忠	349	834	1,455	621
住友商事	157	458	599	141
日商岩井	173	376	665	289
日綿実業	100	245	361	116
トーマン	100	249	344	95
安宅産業	100	201	593	392
小計(9社)	1,966	5,002	8,606	3,604
(事業会社)				
大阪商船三井船舶	304	356	406	50
日本郵船	301	374	399	25
川崎汽船	203	227	248	21
丸善石油	164	154	242	78
山下新日本汽船	121	152	180	28
東京急行電鉄	184	283	290	7
小計(6社)	1,277	1,546	1,765	209
合計(15社)	3,243	6,548	10,371	3,813

(注) 1. 有価証券報告書総覧による、49年9月期。

2. 基準超過株式額の計算に当たっては、適用除外となる株式は考慮していない。

第 6. 結 び

そもそも、独占禁止法は、独占禁止政策の実現を目的とするもので、この政策は、大企業中心の産業保護政策と対立するものである。大企業による市場支配を排除することは、その競争者、取引の相手方および一般消費者を大企業の専制的圧力から解放することによって、国民経済の民主的かつ健全な発達を可能ならしむるにある。また、アメリカでは自由競争の維持という *public polic* が有効な競争 (*effective or workable competition*) のための条件をととのえることにあるとなしているのである。

(注)

独占禁止法 (今村成和氏) P. 7, 8 参照

かかる意味からして、公取委の改正案は独禁法の改正強化であって、公正かつ自由な競争が促進され、自由主義体制による資本主義社会の民主性と効率性を確保しようとするものであった。

しかるに、改正発表後の経過をみるに、各方面の意見の発表と要望かつ政治的意見の配慮が加えられた法案なるものは、骨抜きの実行性乏しいものとなり、私的独占や不当な取引制限および不公正な取引方法に対する規制がなし難い方向になったようである。たとえば、

(1) 現行法 28 条 (公正取引委員会の委員長及び委員は独立してその権限を行なう) もこの条文は現行通りであるとしても主務大臣との協議を義務づけているのでは、公取委が準司法的権限を侵されるもので、その独立性を無視するものである。

(2) 総量規制を前提とする会社保有制限基準が大幅に緩和され、改正案では制限基準の適用会社が僅か 15 社 (公取試案 49 社) に減じている。

(3) 株式保有限度は純資産 (自己資本) の全部までとなる。これに対する例外 (除外) が多いことは、政治的配慮によるものであろうが、これら例外の運用は、各省の監督、権限について摩擦を残すものである。

(4) 保有基準額以上の株式保有の処置は10年間の経過期間となっているが、これは証券市場に及ぼす影響を考慮したのはよいが（証券市場への悪影響というものは、突発的悪材料によることが多いので）、この改正試案の趣旨には合致しないと思われる。

(5) 株式保有制限の各項で、要件の一部を政令で決めるということは、政府の閣議に出席する権限を有しない公取委の独立性を失なわしむるものと思われる。

(注)

中央公論 50年6月号 独禁法改正の矛盾（田中六助氏）

追記 この独禁法改正案は昭和50年6月衆議院を通過したが、参議院で審議未了、継続審議とはならなかったので廃案となった。

参考資料

加藤 寛著 50年代日本経済の大恐慌

日本経済新聞編 独禁法が改正されたら

東洋経済編 独禁法改正 50.2.12臨時増刊

金沢良雄・今村成和著 経済法独占禁止法 法律学全集52 有斐閣

自民党調査局長田中六助氏 中央公論50年6月特大号 独禁法改正の矛盾

季刊現代経済 (contemporary economics) 特集大企業体制の変革 1974の秋14のうち
独禁政策と大企業体制、独占禁止法改正の動向

Chamberlin—Monopoly and Competition and their Regulation 1954

Dirlam and Kahn—Fair Competition, the Law and Economics of Antitrust Policy 1954